

# 相続×空き家対策 セミナー

## ～認知症・相続・家族の準備～

認知症になると、財産の管理や処分ができなくなり、「家」に手がつけられなくなる可能性があります。さらに、「空き家」の発生の約60%が、「相続」が原因と言われています。このセミナーは、認知症や相続への備え、そして空き家の解決策を学ぶセミナーです。

## セミナー後個別相談が可能です！

※ご相談対応者：行政書士・埼玉りそな銀行従業員



狭山市 セタの妖精  
おりひい



りそなグループ  
コミュニケーションキャラクター  
“りそにゃ”

2026年7月28日(火)

10:00～11:30

会場≫市民交流センター(中央公民館)3階 第5学習室  
住所：狭山市入間川1-3-1

参加無料

定員 **20**名

先着順

## 第1部

講師

行政書士 **青木 富孝氏**

埼玉県行政書士会  
「空き家・所有者不明土地対策委員会」委員  
木の実行政書士事務所



『空き家問題の現状と  
相続・認知症への備え』

※セミナー後個別相談対応可(個別相談対応行政書士他1名)

## 第2部

講師

埼玉りそな銀行 従業員



『空き家をもってしまったら…？  
解決策と活用法』

※セミナー後個別相談対応可

申込方法

下記番号にお電話でご予約いただくか、店頭まで本用紙をご持参の上お申込ください。WEB申込も可能です。

埼玉りそな銀行 狭山支店・新狭山支店

TEL：04-2953-2121

担当：石川・鈴木

受付時間 平日 9:00～17:00(土日祝休み)

※自動音声の後3番を選択願います。



WEB申込  
はこちら♪

[https://www.saitamaresona.co.jp/kojin/seminar\\_soudan/seminar/index.html](https://www.saitamaresona.co.jp/kojin/seminar_soudan/seminar/index.html)



後援：狭山市

講師紹介

埼玉県行政書士会  
木の実行政書士事務所

青木 富孝 氏

プロフィール

- ・埼玉県行政書士会「空き家・所有者不明土地対策委員会」に所属され、埼玉県入間市に「木の実行政書士事務所」を構える
- ・相続・遺言・成年後見・民事信託等の高齢者支援を中心とした専門家集団「みらいデザイングループ」を設立
- ・入間市・狭山市で10年以上にわたり市民相談員を担当。相続を中心とした相談実績多数
- ・県内各地での相続・終活の講演会における講師実績多数

▼埼玉県行政書士会



お知らせ

2026年3月11日に狭山市と「空家等の有効活用等の促進に関する協定」を締結しました！

- 埼玉りそな銀行は、狭山市と連携、協力し、空家等の有効活用等を促進することにより、狭山市の社会課題である空家等の問題を解決し、地域経済の活性化に貢献します



会場

■会場名  
市民交流センター  
(中央公民館)3階  
第5学習室

■アクセス詳細 (狭山市HP)

・詳細は、こちらのQRコードよりご確認ください

■所在地  
〒350-1305  
狭山市入間川1-3-1  
西武新宿線狭山市駅西口下車徒歩約1分



FAX番号:04-2954-2191 (お間違えの無いよう、ご注意ください)

|  |                |                              |   |    |
|--|----------------|------------------------------|---|----|
| ふりがな                                       |                | ご住所                          |   |    |
| お名前  |                |                              |   |    |
| 電話番号                                       | -              | 2名以上でご参加の場合、お連れ様のお名前もご記入ください |   |    |
|  | 携帯 ・ ご自宅 ・ その他 | お連れ様のお名前                     | 様 | 続柄 |
|  |                | お連れ様のお名前                     | 様 | 続柄 |
| セミナー終了後、個別相談会実施いたします。<br>個別相談会のご予定をご記入ください |                | ご参加 ・ 不参加                    |   |    |

セミナーに関するご注意事項

- お申込みは先着順のため、定員になり次第締切とさせていただきます。
- 個別の税務のご相談は、税理士などの専門家にご相談ください。
- 遺言信託、遺産整理業務及び自社株承継信託を除いた信託商品については、埼玉りそな銀行はりそな銀行の信託代理店として取扱いをしています。
- 埼玉りそな銀行では、不動産の仲介業務を取り扱っておりません。

お客さまの個人情報に関しまして

- ご記入いただいた個人情報は、相談会のご案内の他、金融商品、信託商品およびサービスに関する各種ご提案のために、使用させていただく場合がございます。